

令和3年度
事業計画書

沖縄県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 沖縄県農業会議

令和3年度 事業計画

一般社団法人沖縄県農業会議

I. 事業方針

新型コロナウイルス感染症拡大により国による緊急事態宣言の発令や県独自の緊急事態宣言が発令される等、終息の兆しが見通せない状況にあり、コロナ禍において分野を問わず経済活動への大きな影響を受け、加えて本県においては、CSF（豚熱）の発生等により農畜産物の需要もおおきく低迷し、生産回復に向けた施策の展開が求められる。

国は感染拡大防止と経済活動の両立を目指し、農業分野においても令和2年度予算において3次の補正を組み経営継続補助金等各種対策が講じられたところである。

農業委員会組織については、現在、「人・農地プラン」の実質化に取り組んでいるところであり、地域の実態に併せた策定されたプランを着実に実行し、農地利用の最適化の実現に向けさらなる取組みの強化が求められている。

また、「改正農業委員会法施行後5年後検証」から規制改革推進会議、国家戦略特別区域諮問会議等の議論を踏まえ、直近の取組みとして「新たな農地利用最適化」への対応を打ち出し、具体的な成果の確保を目指し、組織運動であるこれまでの「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を改訂し、これまでの「意向把握」と「話し合い」から「意向把握」と「話し合い」に加え「マッチング」までの取組みを強化し、規制改革推進会議への対応を行うとしている。

本県においても、県下33全農業委員会が2回目の改選を終え、農地法をはじめとする農地制度の公正・公平な運用と重点化された「農地利用の最適化」のさらなる取組み強化と併せて、引き続き農業委員会ネットワークにおける綱紀の粛正と対外的信用回復に取り組むことが重要である。

また、今年度から農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者の定着促進等の多様な経営課題にスピード感をもって対応していくため、関係機関との連携を図り適切に農業者を支援するため、農業経営者サポート事業による「農業経営相談所」を設置する。

農業委員会ネットワーク機構では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し「新しい生活様式」に対応した農業委員会の現場活動を見据え農業委員会の果たす役割、機能が十分発揮されるよう、ネットワーク業務に関する規程に基づき、適性かつ着実な業務遂行を実現するため、次の諸支援対策に取り組む。

II. 農業委員会ネットワーク業務の実施

1. **農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務**
農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員に対する講習及び研修会を開催する。
2. **農地に関する情報の収集、整理及び提供業務**
農地情報公開システムを活用し、農地に関する情報を整理し、整理した情報を関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定める者に提供する。
3. **農業経営を営み、営もうとする者に対する支援業務**
新規参入者又は新規参入予定する者が円滑に農業参入できるよう関係農業委員会との連絡調整を行う。
4. **法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務**
法人化推進のための研修会及び現地指導及び農業者年金制度の理解促進、普及推進のための研修会を開催する。
5. **認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務**
認定農業者や農業経営者の組織化を支援し、各経営者組織への運営支援を行う。
6. **農業一般に関する調査及び情報の提供業務**
農地価格や農作業料金などの基礎的な調査を行い、農業者及び農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関、農業者一般に関する農業者等への情報提供活動を行う。
7. **農地法等その他の法令の規定により機構が行うとされた業務**
農地等の転用許可に係る農業委員会からの意見聴取について、農業委員会及び県担当部局と密接な連携により適正かつ円滑に処理する。
8. **関係行政機関等に対する意見の提出**
農地等の利用最適化の推進に関する施策の改善について、農業委員会等の意見を集約し農業・農村の問題を幅広く汲み上げ、関係行政機関等に意見を提出する。

Ⅲ. 事業内容

1. 農地利用の最適化の推進に向けた支援の強化と農地情報公開システムの活用促進への支援

(1) 機構集積支援事業

改正農業委員会法施行後5年が経過したこと踏まえ、農地利用の最適化の取り組みが新たな局面を迎え、これまで、農地法で農地台帳等の整備と公表事務が義務化された農業委員会における農地利用状況調査及び農地利用意向調査、他の法定台帳との照合等農地台帳の精度向上に向けた取り組みと農地情報公開システムの活用促進による公表事務への支援を行う。

昨年、重点的に取り組んできた農地所有者等への「営農意向調査」と人・農地プラン等地域の話し合いに農業委員・農地利用最適化推進委員が参加し「人・農地プランの実質化」に向けた取り組みを引き続き関係機関との連携を図り支援を行う。

また、委員の「活動の見える化」を共有するための「農地利用最適化活動進捗状況共有シート」についても引き続き支援を行う。

農地法等に基づく事務の適正実施と農地の有効利用を図るため担い手への農地の利用調整活動の支援については、農業委員、農地利用最適化推進員、農業委員会事務局職員の資質向上を図るための研修と併せて女性農業委員等の活動強化・登用促進など女性活躍推進を新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みながら、下記の取り組みを行う。

ア 農地制度に関する相談活動等

イ 農業委員及び農地利用最適化推進委員、農業委員会職員の研修

ウ 農業委員会の日常的な活動を支援するための巡回指導及び協力

エ 農地法等に基づく業務を処理するための会議（常設審議委員会）の開催

オ 「農地の利用最適化推進指針」等作成への支援

カ 「農地利用最適化活動進捗状況共有シート」取りまとめへの支援

キ 「地域を活かし、担い手を応援する全国運動」への対応

ク 女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催

ケ 女性農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会の開催

コ 女性農業委員会活動推進シンポジウムの開催

サ 女性農業委員交流研修会の開催

2. 農地利用の最適化の推進に向けた組織・活動の整備・強化

(1) 組織体制強化対策

コロナ禍において、県下農業委員会で2回目の改選を終え、農地法をはじめとする農地制度の公正・公平な運用はもとより「農地利用の最適化」や実質化された「人・農地プラン」における農地の集積・集約化が本格的に始動し、農業委員会活動とその成果を広く示す必要がある。

また、農業委員及び農地利用最適化推進委員の「意向把握」と「話し合い」に加え、農地利用調整における「マッチング」までの新たな農地利用最適化への取り組みが求められている。

農業委員会の活動計画やその点検・評価の状況等の取りまとめて公表する取り組み等を徹底し、農地中間管理機構及び関係機関との緊密な連携を図り、県下全ての農業委員会が円滑な業務推進と活動強化及び体制整備に資する支援、助言、協力を行う。

改正法施行後5年の検証を新型コロナウイルス感染症の状況を見据えつつ、沖縄県農業委員会ネットワーク機構として、「行動する農業委員会」の構築と引き続き、組織内における農業委員等の綱紀保持の取り組みの周知を図り、以下の活動支援を行う。

- ア 総会
- イ 理事会
- ウ 常設審議委員会
- エ 農業委員会「農地利用最適化指針」「活動計画」策定等への助言・協力
- オ 農業委員会業務への助言・協力
- カ 全国農業委員会会長大会及び全国農業委員会代表者集会等への参加
- キ 先進地視察研修の実施
- ク 沖縄県農業委員会等職員協議会活動への支援
- ケ 沖縄県農業委員会女性協議会活動への支援
- コ 地区農業委員会会長会及び農地事務研究会等への助言・協力

3. 農政対策及び調査活動

沖縄県農業委員会ネットワーク機構が組織の機能と役割が十分果たせるよう、農業・農村が直面している課題等について、農業者等の意見を集約し、市町村及び県農業施策へ反映させるため政策的な提言に向け、関係機関、団体等との連携を図り農政活動を推進し、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みながら以下の農政対策を柱に取り組む。

- (1) 沖縄県農業委員会ネットワーク機構として、組織機能と役割を十分果たせるよう意見の提出や要請活動等を行う。
- (2) 集落座談会及び「農業者等との意見交換会」や農業委員会の日常的な活動等を通じた農業者からの意見集約に努め要請活動を行う。
- (3) 「農業者等との意見交換会」の定着に向けた農業委員会への支援
- (4) 食農教育の推進と食の安全・安心の確保対策への対応
- (5) さとうきび等農畜産物の生産・経営安定対策への対応
- (6) TPP（環太平洋連携協定）、WTO・FTA・EPA農業交渉への対応
- (7) 農業金融及び農業関連税制改正対策ならびに農林・農業委員会関係予算確保対策への対応
- (8) 農業委員会法第43条第1項第6号に基づき、構造政策推進の基礎資料として「田畑売買価格に関する調査」「農業労賃、農作業料金に関する調査」の調査を実施する。

4. 担い手・経営対策、新規就農・人材対策の推進

(1) 農の雇用事業

新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用して実施する農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修（雇用就農者育成・独立支援タイプ）と農業の発展に資する優良な法人を増やしていくため、農業法人等が働きやすい職場環境を整備しつつ就農希望者を一定期間雇用し、生産技術、経営力等を習得させた上で、新たに農業法人を設立させるために実施する研修（新法人設立支援タイプ）に対して支援する。引き続き、農業法人等が新たに農業に従事する人、将来独立就農したい人を正規に雇用して行うOJT研修への支援を行う。

- ア 研修実施計画書等の審査
- イ 指導者及び研修生向け研修会の開催
- ウ 研修実施状況の調査及び指導
- エ 助成金申請書の内容確認

(2) 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（令和2年度補正）

就職氷河期世代の雇用就農を促進するため、農業法人等が就職氷河期世代（原則30～49歳）の就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修や外部専門家による研修への支援を行う。

- ア 研修実施計画書等の審査
- イ 指導者及び研修生向け研修会の開催
- ウ 研修実施状況の調査及び指導
- エ 助成金申請書の内容確認

(3) 経営継続補助金支援事業（令和2年度補正）

新型コロナウイルス感染症の拡大が多くの農林漁業者の経営に深刻な影響を及ぼしている状況にあることから、農林漁業者の経営継続に向けた支援が急務となっている。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を乗り越え、経営環境の変化に対応するための経営継続に向けた取組みを総合的かつ迅速に支援するため、国が指定する支援機関の支援等を受けながら、経営継続に向けた計画書に基づいて行う取組みに要する経費の一部を補助するもので、支援機関として、経営計画書の作成支援から採択後の事業実施の支援、事業完了後の実績報告書の確認等までの一連の伴走支援を行う。

(4) 農業経営者サポート事業（新規）

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第22条において「国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることに鑑み、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする」と定めてられている。

これらの政策課題を踏まえ、経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できる環境を整備する必要があることから、農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者の定着促進等の多様な経営課題にスピード感をもって対応していくため、関係機関と連携して適切に対応する農業経営に関する相談体制を整備し、経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導による個別経営支援の取組等を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承等を促進する目的に実施する。

ア 実施体制

- (ア) 農業経営相談所（相談窓口）の設置
- (イ) コーディネーターの設置
- (ウ) 経営戦略会議の設置
- (エ) 専門家の登録及び公表

イ 農業経営者へのサポート活動

- (ア) 重点指導農業者の選定
 - a 経営戦略会議の開催
 - b 経営状況の診断
 - c 経営戦略の策定
 - d 支援チームの編成及びPDCAサイクルによる伴走型支援の実施
 - e 相談カルテの作成
 - f 伴走支援の効果測定

ウ 相談事業の実施

(ア) 経営セミナー及び経営相談会の開催

(5) 新規就農一貫支援事業

社会情勢の変化に伴い農業への関心が高まり、農業への参入を希望する新規就農者が増加しているなかで、新規就農コーディネーターを設置し、沖縄県農業振興公社（沖縄県青年農業者等育成センター）に設置された「沖縄県新規就農相談センター」との連携の下、新たに農業経営の開始や農業法人への就業を希望する者に対して、農地等情報や研修受入農家情報の提供等、以下の就農支援を図る。

- ア 就農相談窓口による相談活動及び情報提供活動の実施
- イ 農業大学校生等への就農に向けた支援
- ウ 就農情報の収集・提供
(研修受入農家等情報、農業法人の求人等情報)
- エ 新規就農事事例調査、事例集の作成
- オ 新規就農相談会への参加
- カ 新規就農支援事業関係市町村との連携（営農計画書の作成）
- キ 新規就農育成支援及び支援情報の収集
- ク 新・農業人フェア等への参加
- ケ 無料職業紹介事業への対応

(6) 日本農業技術検定事業

農業人材育成のため、日本農業技術検定協会が実施する農業技術検定試験を「農の雇用事業」研修生等へ実施する。

(7) 農業者年金事業

農業者年金制度の啓発普及を図るとともに、農業委員会・JAなどの業務受託機関との連携により、新規加入者の確保のための加入推進活動等を実施する。

加入推進については、「加入推進強化月間（11月）」を設け、更に重点市町村を設定し、制度の周知並びに戸別訪問等の強化に取り組むとともに、給付等に係わる業務全般について適正且つ迅速な事務処理が行われるよう引き続き、業務受託機関に対する事務指導等を行う。

- ア 加入推進部長の市町村設置及び活動支援
- イ 加入推進特別研修会の開催
- ウ 担当者研修会の開催
- エ 加入推進対策地区別会議の開催
- オ 巡回相談会の開催
- カ 市町村説明会等の支援・指導
- キ 現地事務指導の実施
- ク 重点市町村の指導
- ケ 資料等の作成・配布

(8) 沖縄県経営構造対策推進事業

経営構造対策推進事業の円滑かつ適正な実施及び確実な効果の発現を確保するため、次に掲げる諸活動を実施し、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立等に取り組む。

ア 指導助言体制の整備

農業経営、農業技術、流通、加工、販売及び経営構造対策等の制度等に精通した経営構造コンダクターを設置し、地域農業の担い手の育成及び確保を緊急かつ積極的に支援する。

イ 経営構造対策推進協議会の開催

- ・ 推進事業の計画及び実績報告
- ・ 推進事業計画及び実施方策の検討
- ・ 推進事業の実施状況及び課題の検討
- ・ 推進事業の実施計画の取りまとめ及び課題等の検討
- ・ 推進事業の事業評価に関する点検評価及び活動事例報告
- ・ 推進事業の重点指導地区における改善計画の報告

ウ 事業進行管理指導活動

事業実施計画に定める成果目標の計画的かつ着実な達成に資することを目的に行う。また、実施地区等における目標達成に向けた取組の進行管理及び達成状況が未達成な施設及び地区等に対する改善指導を事業主体及び関係機関と連携し実施する。

エ 経営管理指導活動

経営構造対策等により整備された施設等の適正かつ円滑な利用・運営を通じた担い手育成等の事業成果と効果の向上に資することを目的として行い、整備施設等の事業実施主体又は管理主体に対する経営管理指導を経営確立指導地区指導班と連携し実施する。

オ 事業推進

(ア) 点検評価調査指導

- a 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標の達成状況調査及び指導。
- b 事業導入地区における施設の利用状況による達成状況調査及び指導。

(イ) 目標未達成調査

事業導入地区及び施設における改善措置の指導助言、数値目標達成、阻害要因の調査分析を行う。

(ウ) 評価活動等の支援

専門アドバイザー等の設置及び派遣により、栽培管理現地検討会等の開催を行う。

(エ) 経営管理技術研修会の開催

特定地域経営支援対策事業の経営体に研修会を開催し、意欲的経営体の育成・確保を支援する。

(オ) 農業情報の収集及び提供

農業技術情報誌の発刊により新規就農の支援、新たな営農技術や新規作物の導入、農産物の販路拡大等経営構造対策等の推進に必要な各種情報の収集及び提供を行う。

5. 情報事業の推進

(1) 情報提供推進事業

農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読を徹底し、「農地利用の最適化に向けた全国農業新聞拡大3カ年運動」の最終年度を迎え目標達成に向けた取組みを行う。

農業委員会法第6条第3項第2号「農業一般に関する調査及び情報の提供」、農業委員会法第43条第1項第6号及び第2項第2号に基づき、農業委員会ネットワーク機構の法令業務として、農業・農村及び農業経営の発展、農業委員・農地利用最適化推進委員が誇りと自信が持てる農業委員会活動を推進する。

このため、農村現場で求められる情報をわかりやすく正確に提供する組織情報紙である「全国農業新聞」を農業委員会の情報提供活動の最有力ツールとして位置づけ、農業委員会組織に対する理解者・支援者を増やす観点から以下のとおり「全国農業新聞」「全国農業図書」の普及推進に取り組む。

ア「全国農業新聞」の普及推進

(ア)「農地利用の最適化に向けた全国農業新聞拡大3カ年運動」の推進。
(平成31年度～令和3年度)

- a. 農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読達成。
- b. (農業委員・農地利用最適化推進委員が)自ら読んでいない新聞を普及することはできないため、毎週全国農業新聞を読む(記事に触れる)ことの励行。
- c. 支局普及率200%以上を達成する取組み。

(イ) 全国運動(強調月間:8~10月、1~2月)を踏まえ、市町村農業委員会段階における普及目標部数及び普及対策の設定し、各種会合及び窓口、「人・農地プラン」の実質化及び実質化された「人・農地プラン」の実行に向けた取組みを活用した普及推進に取り組む。

(ウ) 情報事業推進会議の開催。

(エ) 市町村農業委員会への巡回及び農業委員会総会における普及推進。

普及推進目標

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 農業委員、農地利用最適化推進委員数の5倍以上の購読部数達成に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員1人毎年2部以上の新規購読申込み確保に取り組む。② 農業委員数と農地利用最適化推進委員数の5倍以上の部数を達成している農業委員会は更なる上積みを図る。 |
|---|

イ「全国農業図書」の普及推進

IV. その他農業委員会ネットワーク業務の実施に関し必要な事項

1. 他の農業委員会ネットワーク機構との連携

他の農業委員会ネットワーク機構と密接に連携することを通じて、農業委員会ネットワーク業務の適正かつ効率的な推進を図る。

2. 関係機関・団体等との連携

沖縄県農地中間管理機構など関係機関・団体との密接な連携・協力の下、農業委員会ネットワーク業務の円滑な推進を図る。